

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が自己都合により入社後1カ月以上～6ヶ月未満に退職した場合、退社時期に応じて、受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い返還するものとする。

退社時期	返還する人材紹介手数料
入社から1カ月以上、3ヶ月未満	50%
入社から3カ月以上、6ヶ月未満	10%

なお、採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職又は本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。又、就職した者が、入社から1ヶ月未満で退職した場合においても、上記の報酬返還は適用されない。